

一般競争入札公告

令和3年10月15日

契約名称	介護ロボット・介護ソフト調達整備
概要	名称：社会福祉法人寿楽園 川崎事業所 場所：神奈川県川崎市宮前区野川台3丁目7番1号 社会福祉法人寿楽園 ケアハウス青田風（定員100名） 社会福祉法人寿楽園 ケアハウス風知草（定員114名） 社会福祉法人寿楽園 地域密着型介護老人福祉施設 風光（定員27名） ○内 容 aams 介護セット 41台 ほか 見守りカメラ（ネットワークカメラ） 73台 ほか 低床・離床センサー内蔵ベッド（M2） 50台 ほか SurfacePro7 15台 ほか 介護記録ソフト（ブルーオーシャンノート） 1式（3事業所分） 介護請求ソフト（ワイズマンSP） 1式（3事業所分） 仕様等の詳細については、入札説明書及び仕様書による。
納品期限	令和3年12月末までに納品すること。
入札参加資格条件	入札に参加しようとする者は、入札日において、次に掲げる入札参加資格条件を全て満たし、所定の期日までに提出書類を下記までE-mailにて送付し、原本は郵送または持参の上、決定通知を受けたものであること。 （1）川崎市内中小企業者 （2）高齢者福祉施設または医療関連機関等に調達整備実績があること （3）次に掲げる者でないこと。 ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者 ② 暴力団及び公共の安全を害する恐れのある団体並びにその構成員及び関係者
一般競争入札参加申込書提出期限	令和3年10月21日（木）午前中必着 ※質問については申込みに関することのみ受け付ける。
一般競争入札参加申込書提出方法及び提出先	郵送または持参 〒216-0043 神奈川県川崎市宮前区野川台3丁目7番1号 社会福祉法人寿楽園 川崎事業所 総務部 総務課 松平 憲乗
提出書類	（1）会社概要 （2）担当者の名刺 （3）営業所が分かる物 （4）誓約書（令和3年度用川崎市内中小企業者確認用業者名簿に記載業者でない場合） ※入札参加に伴う提出書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。なお、提出された確認申請書等は、返却しない。
決定通知の送付	令和3年10月22日（金）E-mail及び郵送（原本は、仕様書郵送時同封）にて通知予定。 ※尚、条件に適合しない場合は通知しない。
仕様書配布日時	令和3年10月22日（金）決定通知書送付時に併せてE-mail及び郵送にて配布予定。 ※入札に関する質問は10月29日（金）12時までにE-mailにて受け付ける。

入札及び開札日時	令和3年11月5日(金) 午前10時
入札会場	神奈川県川崎市宮前区野川台3丁目7番1号 社会福祉法人寿楽園 川崎事業所 会議室
事業主	社会福祉法人寿楽園
連絡先	TEL: 044-754-1751・FAX: 044-754-1761 E-mail: k-matsudaira@jurakuen.or.jp 担当: 松平 憲乗

介護ロボット・介護ソフト調達整備入札
一般競争入札参加申込書

(申込先)
社会福祉法人寿楽園
理事長 鹿毛 牧子

(申込者)
所在地
商号又は名称 印
代表者職氏名

標記契約入札への参加を申し込みます。この申請書及び添付資料の記載内容は全て事実と相違なく、また、公告に定められた入札要件を満たしていることを誓約します。なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本契約の締結を辞退します。

<連絡先>

事業所名			
連絡担当者名		部署名	
所在地	〒		
TEL		FAX	
E-mail			
入札会 役職・参加者名	(2名まで)		
備考欄			

添付資料

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 一般競争入札参加申込書
<input type="checkbox"/> 会社概要
<input type="checkbox"/> 担当者の名刺
<input type="checkbox"/> 営業所が分かる物
<input type="checkbox"/> 誓約書 (令和3年度用川崎市中小企業者確認用業者名簿に記載業者でない場合) |
|---|

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名 介護ロボット・介護ソフト調達整備入札

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名 社会福祉法人寿楽園
補助事業者の代表者名 理事長 鹿毛牧子

住 所
商号又は名称
(ふりがな)

代表者職氏名

資本金の額

職員総数

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

円

人

印